

# 国立大学法人法施行規則の改正(2)

## ＜学部長等の任命＞第7条の2

「・・・職員の任命について、学部、研究科、大学附置の研究所その他の**教育研究上の重要な組織の長の任命を行う場合に**あつては、**学長又は機構長の定めるところにより行うものとする。**」

# 国立大学法人法の改正

(独立行政法人通則法改正関係(1))

## ＜監事機能の強化＞第11条関係

- 監査報告書の作成義務
- 役職員や子法人への調査権限
- 法人から文部科学大臣へ提出される書類の調査義務

# 国立大学法人法の改正

(独立行政法人通則法改正関係(2))

## ＜監事機能の強化＞

- 役員による法令違反・不正についての学長及び文部科学大臣への報告義務(第11条の2関係)
- 監事の任期を現行の2年から4年に延長  
(第15条関係)
- 法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を役員が発見した際の監事への報告義務  
(第35条関係)

# 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）

- 一 憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。
- 二 私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。
- 三 学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。
- 四 国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことができるよう、万全を期すこと。
- 五 学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。
- 六 教育の機会均等を保障するため、国立大学の配置は全国的に均衡のとれた配置を維持すること。
- 七 国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、OECD諸国中最低水準であることに配慮し、高等教育に係る全体の予算拡充に努めること。

# 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

- 一、学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。
- 二、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。
- 三、学長選考会議は、学長選考基準について、学内外の多様な意見に配慮しながら、主体性を持って策定すること。
- 四、監事の監査、学長選考組織による選考後の業務評価等学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。
- 五、国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことができるよう、万全を期すこと。
- 六、本法施行を受け、各大学等の学内規則の見直しと必要な改正が円滑に行われるよう、説明会の開催等関係者に改正の趣旨について周知に努めること。
- 七、私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。
- 八、大学力を強化するため若手研究者や女性の登用が積極的に行われ、若手研究者等の意欲を高める雇用形態が整備されるよう、その環境の整備に努めること。
- 九、国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、OECD諸国中、最低水準であることに留意し、高等教育に係る予算の拡充に努めること。

# 大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議

## 検討事項

- (1) 改正法の趣旨及び内容の周知に関すること
  - ① 改正法の趣旨及び内容の周知方策
  - ② 国立大学法人における内部規則等の見直しの在り方
- (2) 国立大学法人における学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度に関すること
- (3) その他大学のガバナンス改革の推進方策に関すること

## 構 成 員

座 長	小林 栄三	伊藤忠商事株式会社取締役会長， 大阪大学経営協議会委員
座長代理	松本 紘	京都大学総長
委 員	安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長， 中央教育審議会会長
	北城 恪太郎	日本IBM株式会社相談役， 学校法人国際基督教大学理事長
	黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
	庄山 悦彦	株式会社日立製作所相談役
	白井 克彦	放送大学学園理事長
	關 昭太郎	特定非営利活動法人21世紀大学経営協会副理事長
	西川 知雄	弁護士， 西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業代表
	濱口 道成	名古屋大学総長
	山森 利平	株式会社アイ・ユー・ケイ総務部長兼経理部長

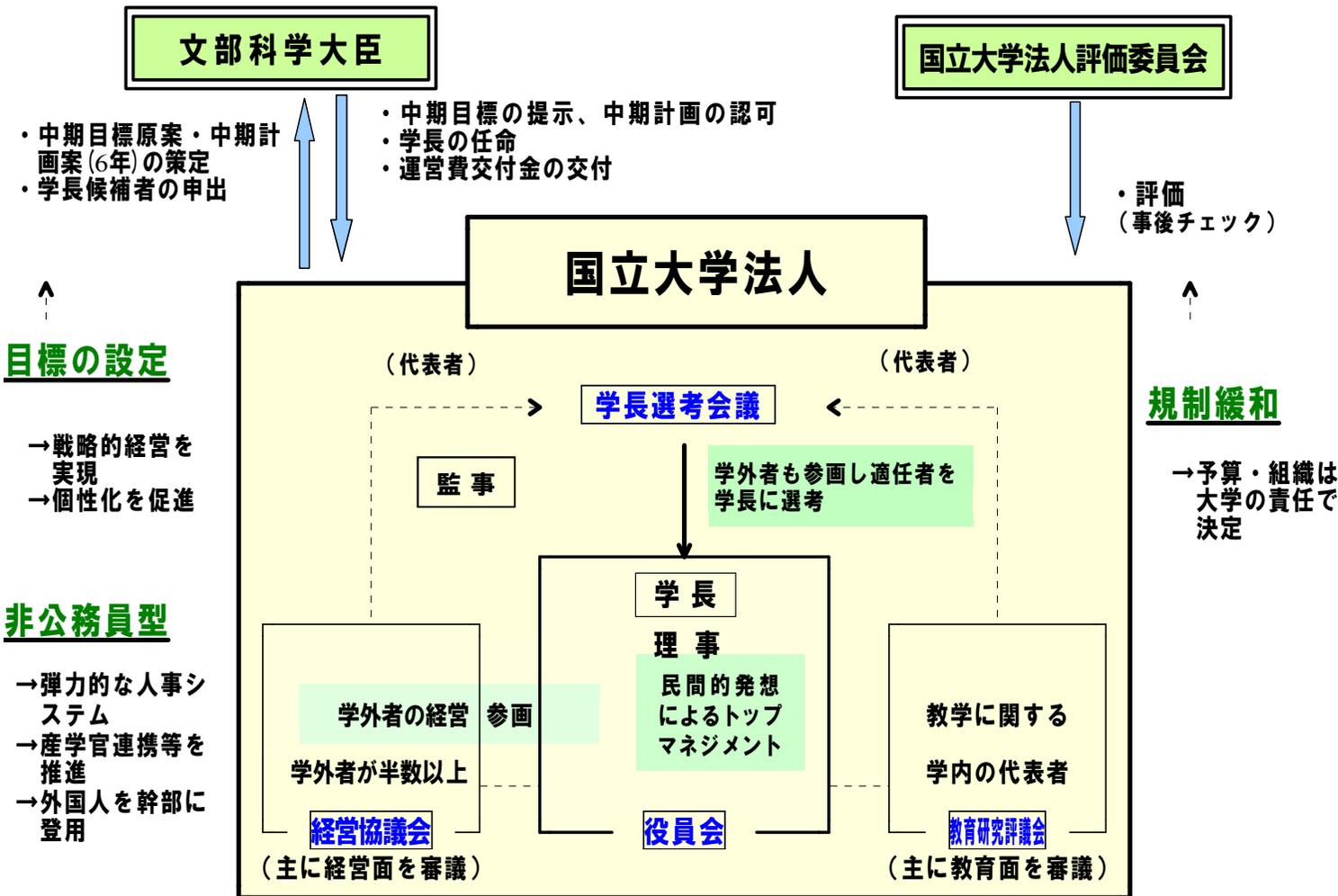
## まとめ

- **大学のガバナンス改革はあくまで手段**
- **大学の目的である教育、研究、社会貢献の機能を最大化し、大学が社会から期待される役割を果たし、世界的にも評価されるように**

# (参考資料)

# 国立大学法人のガバナンスの仕組み

- 国立大学法人の長は、「法人を代表し、その業務を総理」する**法人の長**であると同時に、「校務をつかさどり、所属職員を統督する」という**大学の学長**としての両方の性格を有する。
- 国立大学法人の学長は、学外者などから構成される経営協議会の代表者と、学内者から構成される教育研究評議会の代表者から構成される「**学長選考会議**」において選考され、文部科学大臣が任命する。
- 意思決定プロセスの透明性確保や、適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件について、**合議制の審議機関**を法定（「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」）。



**【学長】**  
国立大学法人を代表し、その業務を総理

**【役員会】**  
予算の作成、重要な組織の改廃等に関する審議機関

**【経営協議会】**  
経営に関する重要事項を審議する機関

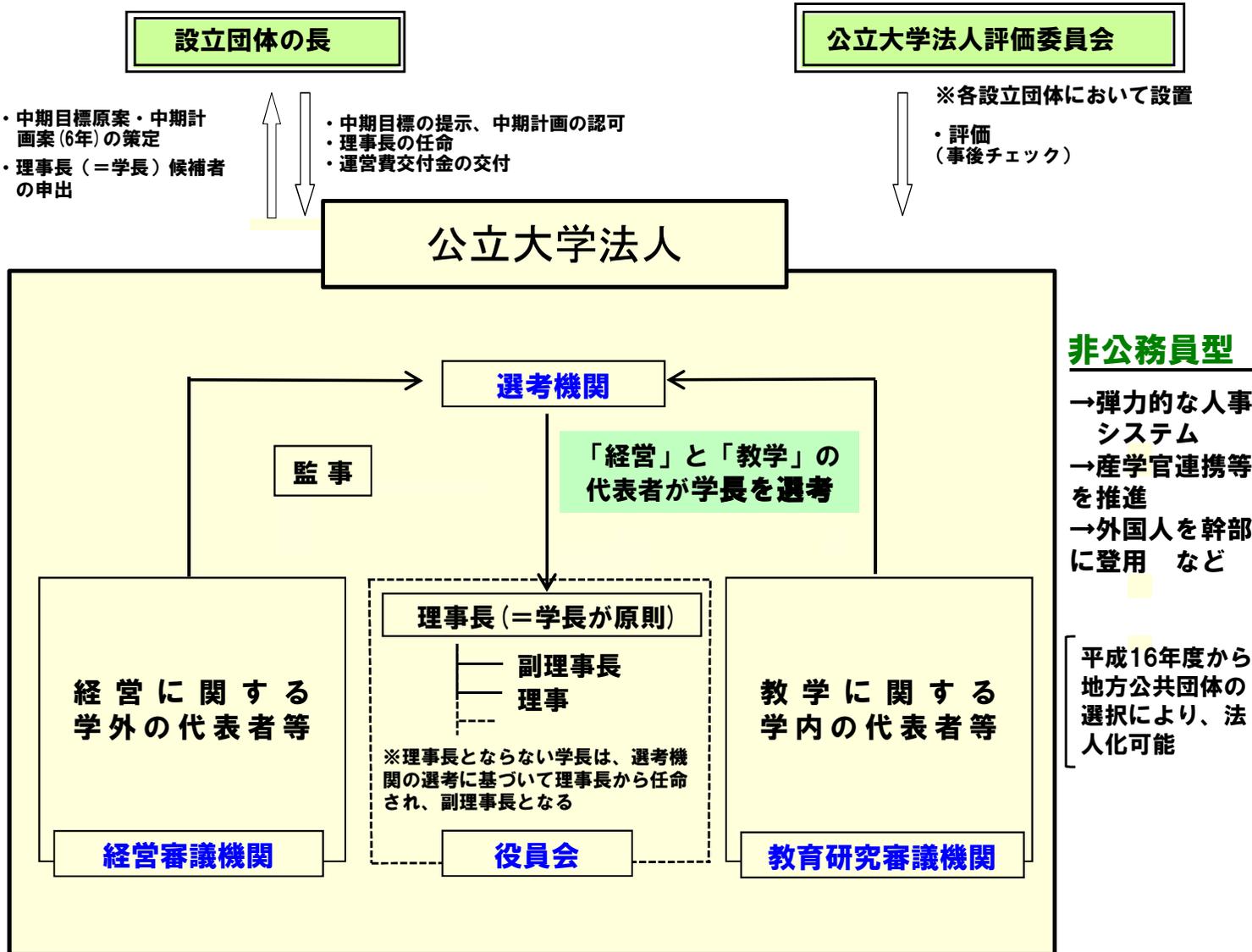
**【教育研究評議会】**  
教育研究に関する重要事項を審議する機関

**【監事】**  
国立大学法人の業務を監査

※「役員会」「経営協議会」「教育研究評議会」は、大学によってその人数が異なる。  
(例) 東京大学: 役員会8人、経営協議会 22人、教育研究評議会43人  
京都教育大学: 役員会4人、経営協議会 8人、教育研究評議会12人

# 公立大学法人のガバナンスの仕組み

- 公立大学法人では、**法人の長である理事長が、大学の学長を兼ねることが原則**とされているが、両者を分離することも可能。
- 公立大学法人の理事長は、学外者などから構成される経営審議機関の代表者と、学内者から構成される教育研究審議機関の代表者から構成される**学長選考機関**において選考され、設立団体の長が任命する。
- 意思決定プロセスにおける透明性の確保や適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件の審議について、**合議制の審議機関を法定**（経営審議機関、教育研究審議機関）。



- 【理事長】(=学長が原則)**  
公立大学法人を代表し、その業務を総理
- 【役員会】(必置機関ではない)**  
予算の作成、重要な組織の改廃等に関する審議機関
- 【経営審議機関】**  
経営に関する重要事項を審議する機関
- 【教育研究審議機関】**  
教育研究に関する重要事項を審議する機関
- 【監事】**  
公立大学法人の業務を監査

## 非公務員型

- 弾力的な人事システム
- 産学官連携等を推進
- 外国人を幹部に登用 など

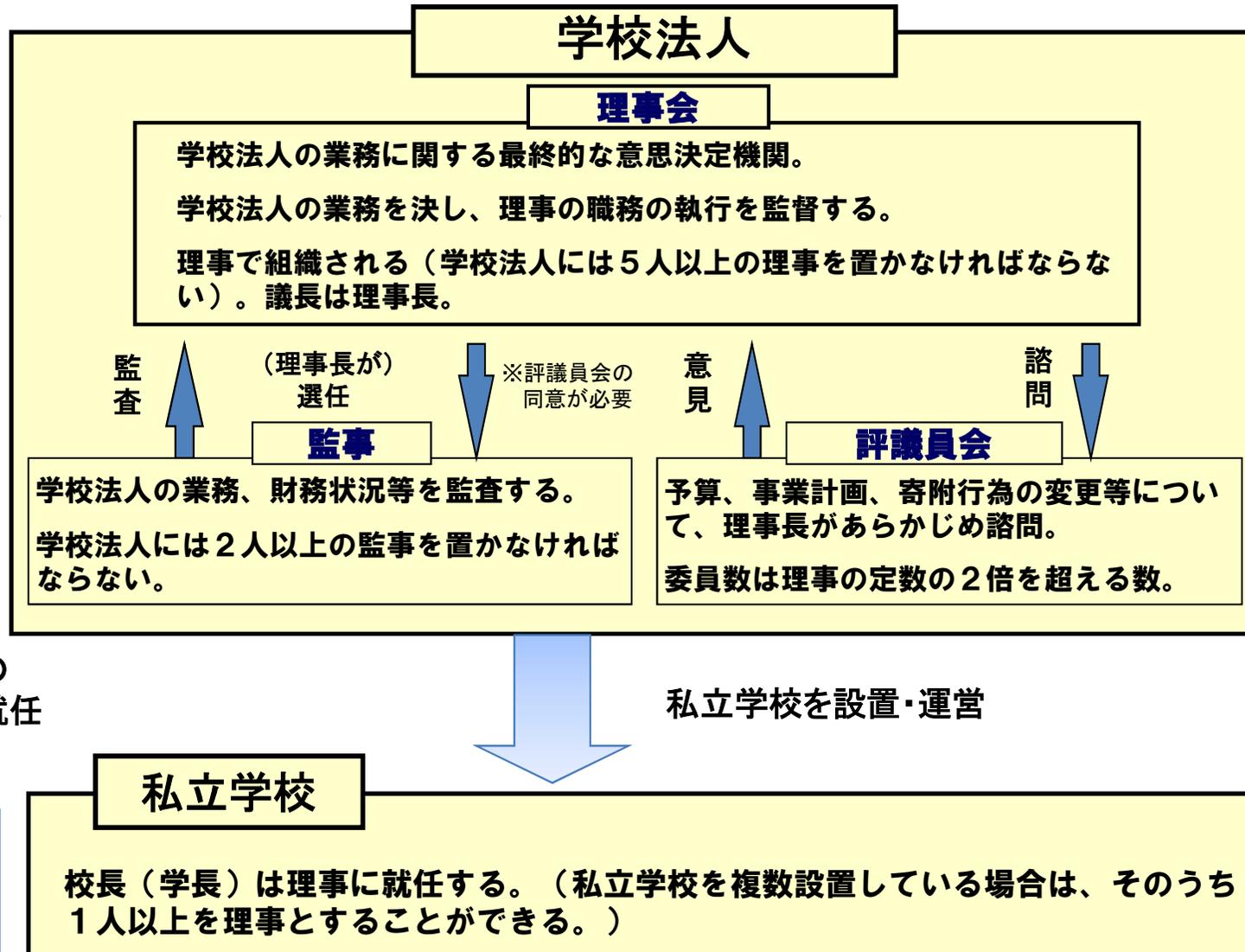
平成16年度から地方公共団体の選択により、法人化可能

※「役員会」は、地方公共団体の判断（定款に規定）等で設置可能

※「役員会」「経営審議機関」「教育研究審議機関」は、大学によってその人数が異なる。  
(例)名古屋市立大学:役員会 8人、経営審議会 15人、教育研究審議会25人  
青森県立保健大学:役員会 6人、経営審議会 10人、教育研究審議会10人

# 学校法人のガバナンスの仕組み

- 学校法人の**最終意思決定機関は、合議制機関である理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



- 【理事会】**  
学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関  
理事の職務の執行を監督  
私立学校の校長を理事として選任
- 【監事】**  
学校法人の業務、財務状況等を監査
- 【評議員会】**  
予算、事業計画、寄附行為の変更等に意見  
(理事長があらかじめ諮問)